

妊娠したら

間 こども安心課

1 0848-67-6061 本郷保健福祉センター ■ 0848-86-3609 久井保健福祉センター 13 0847-32-8551 大和保健福祉センター 13 0847-34-0960

母子健康手帳と母子健康手帳別冊の交付

母子健康手帳は、妊産婦・乳幼児の健康状態の 記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳 です。別冊についている受診券(妊婦一般健康 診査補助券、乳児一般健康診査受診票など)を、 妊婦・乳児健診を受ける際に使用すると、健診 費用が公費負担されます。(検査や健診内容に よっては、自己負担が生じることがあります。)

対象者 妊娠届出をした妊婦

手続き 妊娠届出書をこども安心課又は各保 健福祉センターへ提出

✓ 必要な物

□ マイナンバーカード(マイナンバー通知 カードの場合は、別途本人確認ができるも ത)

備考 ※転入された人の手続き

- お持ちの母子健康手帳はそのまま使 えますが、受診券の交換が必要です。 母子健康手帳・前住所地の受診券を
- 持参し、各保健福祉センターで受診 券の交換を申し出てください。

妊婦健康相談

間 こども安心課(こども家庭センターすくすく) 0848-67-6217

助産師・保健師による無料相談を受けられま す。電話による相談も可能です。

妊産婦家庭訪問

問 こども安心課 ■ 0848-67-6061

助産師、保健師の訪問指導を無料で受けられま す。最寄りの保健福祉センターへ電話等で申し 込んでください。

妊産婦健康診査

県内の委託医療機関で次の診査が受けられま す。母子健康手帳別冊(受診券)が必要です。県 外及び委託契約外の医療機関で妊産婦健康診 査を受ける場合は、全額自己負担で支払った 後、各保健福祉センターの窓口で手続きをする と一部補助されます。

名称	対象	回数
妊婦一般健康診査(検査券)	妊婦	10
妊婦一般健康診査(補助券)	妊婦	140
	多胎妊婦	19回
子宮頸がん検診、クラミジア検査	妊婦	各1回
産婦健康診査(補助券)	産婦	20

■ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

小学生を対象に、さまざま な仕事を体験する講座を開 催しています!

令和5年度の講座のようす

※詳しくはP8~9をご覧ください



▲スポーツ選手



▲チョークアーティスト

マタニティスクール・パパママスクール

間 こども安心課(こども家庭センターすくすく) 0848-67-6217

安心して出産に臨めるように、妊娠・出産・子育て に関する知識を学びます。事前予約が必要です。

(妊婦)スポーツ教室 ※その他のスポーツ教室はP17に掲載

問 三原リージョンプラザ(指定管理者㈱サービスセンター) 0848-64-7555

三原リージョンプラザでは、妊婦さん向けのマ タニティスイミング教室を開催しています。水 の中でリラックスして楽しむことが目的です。 また、妊婦さん同士のコミュニケーションや情 報交換の場にもなっています。

教室 マタニティスイミング

対象 妊娠5か月から9か月の妊婦

妊婦歯科健康診査

問 こども安心課 11 0848-67-6061

妊婦無科健康診査受診票を使用して、三原市内 の実施医療機関にて妊婦歯科健康診査を1回無 料で受けることができます。

※市内の実施医療機関以外および市外・県外の 歯科で受診した場合は、自己負担となります。

対象者 三原市に住所がある妊婦

場所 三原市内の実施医療機関

料金 無料(治療については保険診療とな り有料)

受診方法

- ①希望する実施医療機関で、「三原市妊婦歯科 健診 | と伝えて、予約をしてください。(予約 が必要ない場合もあります。)
- ②妊婦歯科健康診査受診票(母子健康手帳別冊 内)の太枠内に必要事項を記入し、母子健康 手帳と一緒に医療機関に提出してください。

✓ 必要な物

- □ 妊婦歯科健康診査受診票(母子健康手帳別 (内冊
- 母子健康手帳
- □ 健康保険証(健診の結果、治療が必要な場合 に必要です。)

妊娠判定受診費用助成事業

間 こども安心課(こども家庭センターすくすく) 0848-67-6217

令和5年4月1日以降に妊娠判定検査のため医療 機関に受診した費用の一部を助成します。

対象者
非課税世帯、生活保護世帯等の女性

助成額 1回の受診につき上限1万円(1人年度2回まで)

妊産婦への思いやり駐車場利用証の交付 ※その他の対象者はP58に掲載

間 社会福祉課 111 0848-67-6058

広島県思いやり駐車場利用証は、設置(管理)者 の協力により「思いやり駐車場」として登録の ある専用駐車スペースを必要とする妊産婦な どを対象に、利用証を交付する制度です。

対象者 妊娠7か月から出産後2年(多胎児の場合は 出産後3年まで)までの人(ただし、出産後 は2年までの乳幼児と同伴の場合に限る)

✓ 必要な物

□母子健康手帳

※代理人の場合は、代理人の身分を証するもの (免許証、健康保険証等)

産後ケア事業

間 こども安心課(こども家庭センターすくすく) 0848-67-6217

出産し、退院後にお母さんと赤ちゃんが市の委 託した医療機関等に宿泊したり、通ったりしな がら、休養をとったり、育児指導を受けることが できます。助産師による家庭訪問もあります。

対象 産後1年未満の赤ちゃんとお母さん で育児サポートやお母さんの心理的 ケアなど、産後ケアを希望する方

- 産後の心身に不調がある方
- 退院後に育児サポートが得られず、 安定した育児・生活が困難な方
- 育児不安が強く育児指導が必要な方

内容 お母さんと赤ちゃんの健康チェック 育児支援、授乳・沐浴指導等

利用者負担額

課税世帯の方はお問い合せください。 非課税世帯や生活保護世帯の方は無料です。







妊娠し

市内助産院等一覧

助産院等名前	所在地	電話番号
すこやか助産所	明神二丁目 7番19号	090-5371-0768
中尾助産院 スミレ母乳相談室	下北方二丁目 2番12号	090-1185-1536
花笑助産院	本郷北四丁目 22番7号	090-5706-3708
マミークラブ ヨシダ	*訪問対応のみ	090-7371-5297

実施内容や料金については直接助産院へお問 い合わせください。

不妊の検査・治療の支援

三原市不妊検査•一般不妊治療費補助事業

問 こども安心課 ■ 0848-67-6061

対象者

夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次のい ずれにも該当する夫婦

- ①検査・治療開始時に婚姻している夫婦で、申 請日に三原市に住所を有すること(事実婚を 含む)
- ②市税等を滞納していないこと
- ③検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の場合 は、広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の 決定を受けていること

対象となる費用

不妊検査・一般不妊治療(タイミング療法、薬物 療法、手術療法、人工授精など)で、不妊症の診 断・治療のため医師が認めるものに係る費用。

補助額

補助対象費用にかかった自己負担額の1/2(上 限5万円)※1.000円未満切り捨て

補助回数

1組の夫婦について1回限りだが、妊娠を経て再 度始めた治療は補助対象とする

三原市特定不妊治療費補助事業

問 こども安心課 ■ 0848-67-6061

対象者

- ①広島県の実施する不妊治療支援事業におい て、不妊治療費の助成を受けていること
- ②補助を受けようとする特定不妊治療の治療 開始時から申請時までの全期間において、三 原市内に住所を有すること(単身赴任等によ り夫婦のいずれか一方のみが市内に住所を 有する場合も可)
- ③市税等を滞納していないこと

対象となる費用

指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受 精・顕微授精)に併せて行われる先進医療又は 先進医療会議において審議が行われている技 術に要する費用の一部(入院費や食事代など治 療に直接関係のない費用は除く)

補助額

広島県の助成額を控除した額(上限5万円) ※1,000円未満切り捨て

【男性不妊治療加算】

精子を精巣または精巣上体から採取するため の手術に併せて行われる先進医療又は先進医 療会議において審議が行われている技術に要 する費用の一部。

※広島県の事業と同様

補助額

広島県の助成額を控除した額(上限5万円) ※1.000円未満切り捨て

補助回数

【妻の治療開始時の年齢が39歳未満の場合】 43歳になるまで通算6回(一子ごと)

【妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合】

43歳になるまで通算3回(一子ごと)

※広島県の事業と同様

不育症治療費補助事業

問 こども安心課 ■ 0848-67-6061

対象者
不育症と診断された者で治療初診日 に妻の年齢が43歳未満の法律上婚 姻している夫婦

夫婦の所得の合計が730万未満

補助額 夫婦1組あたり年度に1回30万円まで ※1.000円未満切り捨て

補助回数 年度に1回

広島県不妊検査費等助成事業

夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・ 治療費の一部を助成しています。

詳しくは、広島県子供未来応援課(TEL 082-513-3171)または、広島県東部保健所保健課健康増 進係(TEL 0848-25-4641)にお問い合せくださ い。

広島県特定不妊治療支援事業

体外授精や顕微鏡授精等の特定不好治療及び、 男性不妊治療のうち、保険適用外となる検査・ 治療に要した費用の一部を助成します。 詳しくは、広島県子供未来応援課(TEL 082-513-

3171)または、広島県東部保健所保健課健康増 進係(1130848-25-4641)にお問い合せくださ L10

広島県不妊専門相談センターでの相談

不好・不育に関する専門的な相談や心の悩みな どについて、専門の相談員(助産師)が相談にお 応えします。(100082-870-5445)

相談時間等、詳しくは広島県不妊専門相談セン ターのホームページをご確認ください。



応援サイト



三原市の補助制度フローチャート ~該当するか確認してみましょう~

2年以内に夫婦が共に不妊検査をしましたか? ※夫婦のどちらかの検査開始日から概ね3ヶ月以内に もう一方の検査が開始した場合となります



対象外です

指定医療機関で受け

た特定不妊治療(体

外受精・顕微授精)に

併せて先進医療を行

った場合は、広島県

特定不妊治療支援事

業で助成があります

詳しくは、こちらへ

いいえ、

治療の内容は、 一般不妊治療※ですか? ※体外受精や顕微授精を除く 治療をいいます。



検査開始時に婚姻している 夫婦(事実上の婚姻を含む) で、申請日に三原市に住所



対象外です

市税等の滞納はありますか? ※夫婦に滞納がない場合となります



がありますか?

はい



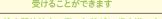


35歳未満の場合は、

広島県不妊検査・一 般不好治療費助成事

業で助成があります。

三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金を 受けることができます



- ●検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方
- ★広島県の助成事業と三原市の補助事業の両方を受ける ことができます
- ⇒広島県不妊検査·一般不妊治療費助成の申請を経て、助 成決定を受けた後(決定通知書の交付日)の翌日から1か 月以内に三原市こども安心課へ申請してください。
- ●検査開始時点の妻の年齢が35歳以上の方
- ⇒申請時期に該当した日の翌日から2か月以内 に三原市こども安心課へ申請してください。



※詳しくは補助制度の概要をご確認ください▶ ■

健康LINEサポート事業

間 こども安心課 111 0848-67-6061

妊活や生理不順、不妊、更年期症状、流産、死産、 育児などの悩みについてLINEで個別相談がで き、専門職が適切なアドバイスをお











届けします。利用料は無料です。